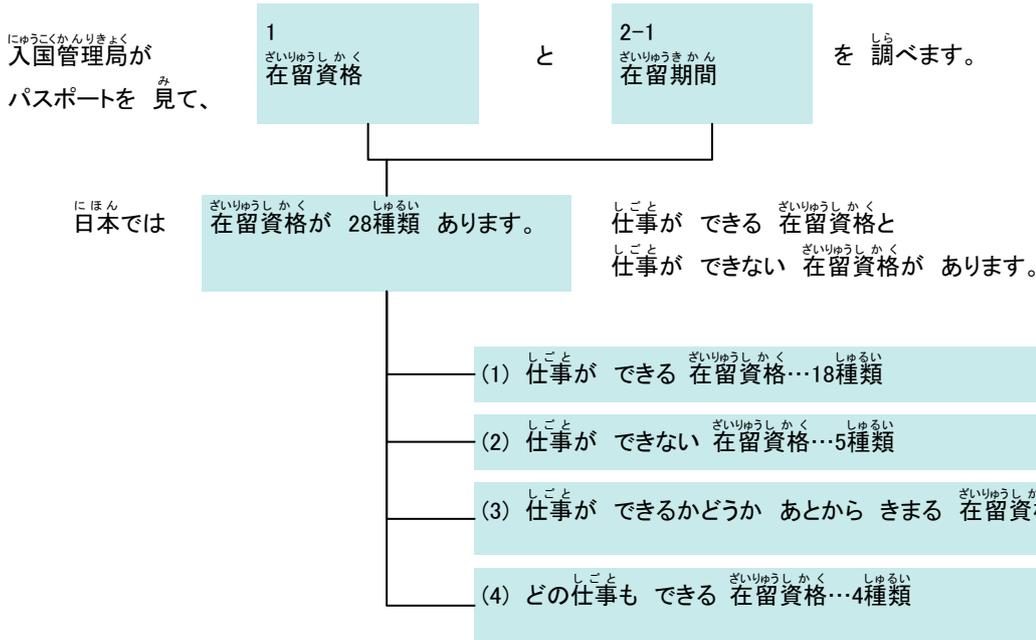




にほん へ き  
日本へ 来たとき すること

にほん へ す  
日本に 住むとき



あなたが したいこと

いつ

ひつよう  
必要なもの

どこで

なに  
何を する

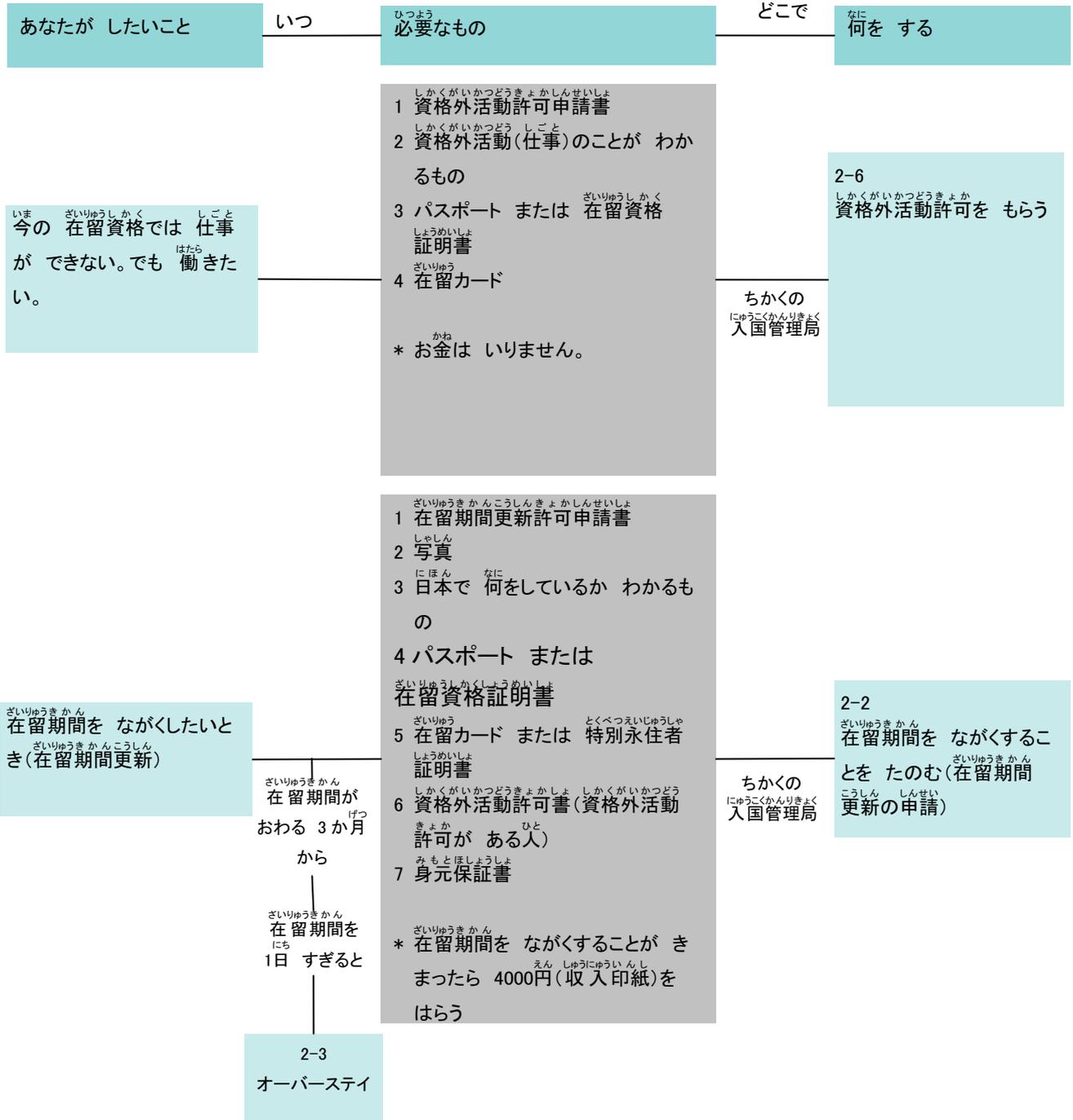
しごと  
仕事をしてはいけない ざいりゅう  
在留資  
かく ひと  
格の人が 働きたいとき

- 1 就労資格証明書交付申請書
  - 2 パスポート または ざいりゅうしかく  
在留資格  
しやうめいしよ  
証明書
  - 3 在留カード または たくべつえいじゆうしや  
特別永住者  
しやうめいしよ  
証明書
  - 4 資格外活動許可書(資格外活動  
しかくがいかつどうきよか  
許可が ある人)  
しやくが  
ひと
- \* 就労資格証明書 もらうとき  
しやくがいかつどうきよか  
900円(収入印紙)を はらう

ちかくの  
にゅうこくかんりきょく  
入国管理局

3  
しやくがいかつどうきよか  
就労資格証明書を  
もらう







ざいりゅうしかく  
**B 在留資格**

ざいりゅうしかく  
▶ B 在留資格 のトップへ

あなたがしたいこと	いつ	必要なもの	どこで	なにをする
ざいりゅうしかくか 在留資格を変えたいとき (在留資格変更)	ざいりゅうしかく 在留資格を 変えたいと きから ざいりゅうきかん 在留期間 がおわる 日まで	ひつよう 必要なもの 1 在留資格変更許可申請書 2 写真 3 日本で何をしているかわかるもの 4 パスポート または 在留資格 証明書 5 在留カード または 特別永住者 証明書 6 資格外活動許可書(資格外活動 許可がある人) など 7 身元保証書 * 在留資格が変わるとき 4000円 (収入印紙)を はらう	ちかくの 入国管理局	2-4 ざいりゅうしかくか 在留資格を変えることを たのむ(在留資格変更の しんせい 申請)
にほんにずっとす 日本にずっと住みたいと き(永住許可)		えいじゅう 永住の許可をもらうためには 条件があります。 *永住の許可がきまったら 8000 円(収入印紙)を はらう	ちかくの 入国管理局	2-5 えいじゅう 永住の許可を たのむ (えいじゅうきょか しんせい 永住許可の申請)
にほんで 日本を出てまたにほん に日本に 帰ってきたいとき	ざいりゅうきかん 在留期間がおわる日まで	<みなし再入国> 1 パスポート 2 在留カード または 特別永住者 証明書 1 再入国許可申請書 2 パスポート 3 在留カード または 特別永住者 証明書 *再入国許可をもらうときに 3000円 (1回だけ入国できる) または 6000 円(2回以上入国できる)を はらう	ちかくの 入国 管理局	2-7 さいにゅうこくきょか 再入国許可(1回だけ)を たのむ 2-7 さいにゅうこくきょか 再入国許可(2回以上)を たのむ
ちゅうちゅうざいりゅうしや <中長期在留者> にほん 日本で生まれた子どもの 在留資格がほしいとき (在留資格取得)	う 生まれた 日から 30 日後まで	ざいりゅうしかくしゅとくきょか 在留資格取得許可申請書 2 出生証明書、母子手帳など 3 お父さんと お母さんの パスポー トと 在留カード 4 身元保証書	ちかくの 入国管理局	2-8 こ 子どもの在留資格を た のむ(在留資格取得許可 の しんせい 申請)





にゅうこくかんりきょく  
入国管理局 ホームページより



ざいりゅうしかく  
**B 在留資格**

ざいりゅうしかく  
▶ B 在留資格 のトップへ

あなたが 日本に 住むためには 在留資格が 必要です。日本の 国が 決めた 28種類のこと(活動)を  
するとき、在留資格を もらうことが できます。28種類は、次のページを みてください。

ざいりゅうしかく  
1 在留資格を よく みてください。

あなたが 日本に 来たとき、在留資格が 決まります。日本に 来たときに 決まった 在留資格で できる  
こと 以外は してはいけません。

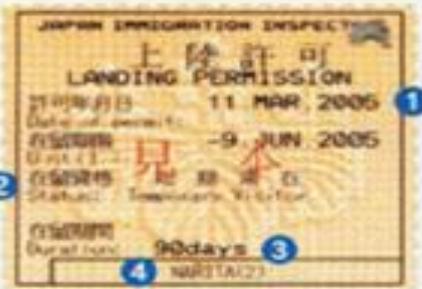
パスポートに 在留資格の 種類と 在留期限が 書いてあります。よく みてください。 下は 例です。

① 2005年 3月 11日に 日本へ来ました。

② 「観光」「親戚のところへ 行く」など  
短い 間 日本に います。

③ 90日、日本に いることが できます。

④ 成田空港から 日本に 入りました。



ほうむしようにゅうこくかんりきょく しゅつにゅうこくかんり  
法務省入国管理局「出入国管理のしおり」パンフレットより





(1) 仕事をすることができる 在留資格(18種類)

ざいりゅうしかく 在留資格	たと しがこと かつどう ひと 例えば こんな 仕事(活動)をしている人です。	ざいりゅうきかん 在留期間	しがこと 仕事ができるとき ○ しがこと 仕事ができないとき ×
がいこう 外交	がいこく たいし こうし そりょうじ だいいょうだん ひと 外国の 大使、公使、総領事、代表団の人。 ひと かぞく その人の 家族	がいこうかつどう しがこと 「外交活動」の仕事 あいだ をしている 間。	○
こうよう 公用	がいこく たいしかん りょうじかん しょくいん こくさいきかんとく 外国の 大使館・領事館の 職員、国際機関等 ひと ひと かぞく (WHO、UNESCO など)の人。その人の 家族	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月、 にち にち 30日、15日	○
きょうじゆ 教授	だいがく きょうじゆ せんせい 大学の 教授<先生>	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
げいじゆつ 芸術	が か え か ひと さつきよか おんがく つく 画家<絵を 描く人>、作曲家<音楽を 作る ひと さっか ほん か ひと 人>、作家<本を 書く 人>	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
しゅうきょう 宗教	しゅうきょう にほん しょうかい き ひと 宗教を 日本に 紹介するために 来た人	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
ほうどう 報道	がいこく しんぶんしゃ きよく きしゃ 外国の 新聞社や テレビ局の 記者、カメラマ ン	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
こうどせんもんしよく 高度専門職	せんもん しがこと ひと にほん くに 専門の 仕事をする人で 日本 の 国から ポイ ントを もらうことが できる人 ひと ごう ごう 1号と 2号が あります。	ごう ひと ねん 1号の人: 5年 ごう ひと す 2号の人: ずっと 住 んでもいい	○
けいえい かんり 経営・管理	にほん がいこく かいしゃ けいえい ひと 日本で 外国の 会社の 経営をする人 しゃちょう かんり ひと (社長)や 管理する人	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
ほうりつ 法律・ かいけいぎょうむ 会計業務	べんごし こうにんかいけいし 弁護士、公認会計士	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○



ざいりゅうしかく  
**B 在留資格**

ざいりゅうしかく  
▲ B 在留資格 のトップへ

ざいりゅうしかく 在留資格	たと しごと かつどう ひと 例えば こんな 仕事(活動)をしている人です。	ざいりゅうきかん 在留期間	しごと 仕事ができるとき ○ しごと 仕事ができないとき ×
いりょう 医療	いしゃ はいしゃ かんごし 医者、歯医者、看護師	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
けんきゅう 研究	せいふ つく けんきゅうじょ かいしゃ けんきゅう 政府が作った研究所や会社で研究す ひと る人	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
きょういく 教育	しょうがっこう ちゅうがっこう こうこう がいこくご おし 小学校・中学校・高校で外国語を教える せんせい 先生	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
ぎじゅつ じんぶん 技術・人文	き かいこうがく ぎじゅつしゃ つうやく 機械工学などの技術者、通訳、デザイナー、	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
ちしき こくさいぎょう 知識・国際業	がいこくご おし がっこう せんせい 外国語を教える学校の先生	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
む 務			
きぎょうないてんきん 企業内転勤	がいこく かいしゃ にほん おな かいしゃ 外国の会社から日本にある同じ会社へ き ひと 来た人	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
かいご 介護	かいごふくしし 介護福祉士	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
こうぎょう 興行	はいゆう かしゅ せんしゅ 俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手	ねん ねん 3年、1年、 げつ げつ 6か月、3か月、 にち 15日	○
ぎのう 技能	がいこくりょうり 外国料理のレストランの コック、スポーツを おし ひと つく ひと 教える人、パイロット、アクセサリを作る人など	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○



ざいりゅうしかく  
**B 在留資格**

ざいりゅうしかく  
■ B 在留資格 のトップへ

ざいりゅうしかく 在留資格	たと しごと かつどう ひと 例えば こんな 仕事(活動)をしている人です。	ざいりゅうきかん 在留期間	しごと 仕事ができるとき ○ しごと 仕事ができないとき ×
ぎのうじっしゅう 技能実習	にほん しごと ぎじゆつ べんきょう 日本で 仕事をしながら 技術を 勉強します。 べんきょう ぎじゆつ じぶん くに も かえ 勉強してから 技術を 自分の 国に 持って帰 ります。この仕事は、日本の国と その人の国が しょうかい 紹介します。 ごう ごう ごう 1号、2号、3号が あります。	ごう ひと ねん 1号の人：1年より みじか きかん ほうむ 短い 期間で 法務 だいじん き 大臣が 決めます。 ごう ごう ひと 2号と 3号の人：2 ねん みじか きかん 年より 短い 期間 ほうむだいじん き で 法務大臣が 決 めます。	○

(2) しごとをしてはいけない ざいりゅうしかく しゆるい  
在留資格(5種類)

ざいりゅうしかく 在留資格	たと しごと かつどう ひと 例えば こんな 仕事(活動)をしてい る人です。	ざいりゅうきかん 在留期間	しごと 仕事ができるとき ○ しごと 仕事ができないとき ×
ぶんか かつどう 文化活動	にほんぶんか けんきゅう ひと かね 日本文化の 研究をする人(お金を もらうことは できません)	ねん ねん 3年、1年、 げつ げつ 6か月、3か月	×
たんきたいざい 短期滞在	かんこう ひと 観光や スポーツをする人、 かぞく しん あ く ひと 家族や 親せきに 会うために 来る人、 かいぎ さんか く ひと 会議に 参加するために 来る人	にち にち にち 90日、30日、15日	×
りゅうがく 留学	だいがく たんきだいがく せんもんがっこう こうこう 大学・短期大学・専門学校・高校・ ちゅうがっこう しょうがっこう がくせい 中学校・小学校などの 学生	ねん げつ 4年3か月、 ねん ねん げつ ねん ねん 4年、3年3か月、3年、2年3か げつ ねん ねん げつ ねん 月、2年、1年3か月、1年、 げつ げつ 6か月、3か月	×
けんしゅう 研修	にほん かいしゃ ぎじゆつ べんきょう 日本の 会社などで、技術を 勉強 するために 来る人 く ひと	ねん 1年、 げつ げつ 6か月、3か月	×





ざいりゅうしかく  
**B 在留資格**

ざいりゅうしかく  
▶ B 在留資格 のトップへ

ざいりゅうしかく 在留資格	たと しごと かつどう 例えば こんな 仕事(活動)を してい ひと る人です。	ざいりゅうきかん 在留期間	しごと 仕事ができるとき ○ しごと 仕事ができないとき ×
かぞくたいざい 家族滞在	<p>にほん す がいこくじん おっと つま こ 日本に 住む 外国人の 夫、妻、子 ども</p> <p>※この「日本に 住む 外国人」は 次 ざいりゅうしかく も ひと の 在留資格を 持っている人だけで す。</p> <p>きょうじゆ げいじゆつ しゆきやう ほうどう 教授、芸術、宗教、報道、 こうどせんもんしよく けいえい かんり 高度専門職、経営・管理、 ほうりつ かいけいぎやうむ いりやう 法律・会計業務、医療、 けんきゆう きやういく ぎじゆつ じんぶん 研究、教育、技術・人文 ちしき こくさいぎやうむ きぎやうないてんきん 知識・国際業務、企業内転勤、 かいご こうぎやう ぎのう ぶんかかつどう 介護、興行、技能、文化活動、 りゅうがく 留学</p>	<p>ねん ねん げつ ねん 5年、4年3か月、4年、 ねん げつ ねん ねん げつ 3年3か月、3年、2年3か月、2 ねん ねん げつ ねん 年、1年3か月、1年、 げつ げつ 6か月、3か月</p>	×

(3) しごと  
仕事ができるかどうか、あとで きまる ざいりゅうしかく しゆらい  
在留資格(1種類)

ざいりゅうしかく 在留資格	たと しごと かつどう 例えば こんな 仕事(活動)を している人です。	ざいりゅうきかん 在留期間	しごと 仕事ができるとき ○ しごと 仕事ができないとき ×
とくていかつどう 特定活動	<p>がいこうかん いえ かじ ひと 外交官などの 家で 家事をする人。ワーキングホリ ひと デーの人。</p> <p>がいこく かんごし ふくし しごと にほん 外国で 看護師や 福祉の 仕事していて 日本へ べんきやう き ひと べんきやう にほん かんごし 勉強に 来た人。(この勉強は 日本で 看護師や かいごふくしし しかく 介護福祉士の 資格を もらうためです)</p>	<p>ねん ねん 5年、4年、 ねん ねん ねん 3年、2年、1年、 げつ げつ 6か月、3か月</p>	○





(4)結婚で 日本に 来た人などの 在留資格(4種類)

ざいりゅうしかく 在留資格	たと ひと 例えば こんな 人です。	ざいりゅうきかん 在留期間	しごと どの仕事でも できる ◎
えいじゅうしゃ 永住者	にほん えいじゅう い ひと 日本に 永住してもいいと 言われた 人	す ずっと 住んでもいい	◎
にほんじん 日本人の はいぐうしゃとう 配偶者等	にほんじん けっこん ひと こ 日本人と 結婚している人、その人の 子ども	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 6か月	◎
えいじゅうしゃ 永住者の はいぐうしゃとう 配偶者等	えいじゅうしゃ とくべつえいじゅうしゃ けっこん ひと 永住者や 特別永住者と 結婚している人、 えいじゅうしゃ とくべつえいじゅうしゃ こ にほん う 永住者や 特別永住者の 子ども(日本で生ま れて ずっと日本で 生活している 子どもだけ にほん せいかつ こ す。)	ねん ねん ねん 5年、3年、1年 げつ 6か月	◎
ていじゅうしゃ 定住者	だいさんこくていじゅうなんみん につけい せい ちゅうごくざいりゅう 第三国定住難民、日系3世、中国在留 ほうじん 邦人	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 6か月	◎

ほうむしょう にゅうこくかんりきょく ざいりゅうしかくいちらんひょう  
法務省 入国管理局「在留資格一覧表」より



2 ざいりゅうきかんこうしん ざいりゅうしかくへんこう えいじゅうきよかしんせい しかくがいかつどうきよか さいにゅうこく  
在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国  
きよか ざいりゅうしかくしゅとく  
許可、在留資格取得

2-1 にほん ざいりゅうきかん  
どのくらい 日本に いることが できますか(在留期間)

ざいりゅうきかん しゅるい  
在留期間は 11種類 あります。

にち にち にち げつ げつ ねん ねん げつ ねん ねん げつ ねん ねん  
15日、30日、90日、3か月、6か月、1年、1年3か月、2年、2年3か月、3年、5年  
いま ざいりゅうきかん なが す にゅうこくかんりきよく  
今の 在留期間よりも 長く 住みたいときは ちかくの 入国管理局に きいて ください。

ざいりゅうきかん し  
※ 在留期間を 知りたいときは [1\(1\)](#)、[1\(2\)](#)、[1\(3\)](#)、[1\(4\)](#)を みて ください。



## 2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国許可、在留資格取得

### 2-2 在留期間を長くしたいとき(在留期間の更新)

ざいりゅうしかく なが ざいりゅうしかく こうしん  
在留期間を長くしたいときは、入国管理局に たのんで ください。在留期間が 終わる日の

げつまえ 3 か月前から たのむことが できます。もし 在留期間が 長くなるかどうか 返事が もらえないときは、在留期間  
お げつかん にほん  
が 終わっても 2 か月間は 日本に いることが できます。

ざいりゅうしかく ちが にゅうこくかん りきよく き  
在留資格によって、必要なものは 違います。わからないときは、ちかくの 入国管理局に 聞いて くだ  
さい。

ひつよう 必要なもの	どこ	いつ	お金
ざいりゅうしかんこうしんきよかしんせいしよ 1 在留期間更新許可申請書	たのむところ:	ざいりゅうしかん お 在留期間が 終	在留期間が
しやしん 2 写真	にゅうこくかん りきよく ちかくの 入国管理局	げつまえ わる 3 か月前か	長くなるとき、
にほん かつどう 3 日本でしている 活動が わかるもの	き 聞くとところ:	お ひ ら 終わる日まで	4,000円(収
ざいりゅうしかくしやうめいしよ 4 パスポート または 在留資格証明書	にゅうこくかん りきよく ちかくの 入国管理局、		えん しゅう にゅういんし 入印紙)を
ざいりゅう 5 在留カード	がいくじんざいりゅうそうごう 外国人在留総合インフ		はらう
しかくがいかつどうきよかしよ しかくがいかつどうきよか 6 資格外活動許可書(資格外活動許可 ひと がある人)	オメーションセンター(4を みて ください)□		
みもとほしやうしよ 7 身元保証書			





## 2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国許可、在留資格取得

### 2-3 オーバーステイ(不法残留・不法滞在)

在留期間が終わっても日本にいとオーバーステイ(不法残留)になります。日本ではオーバーステイのとき警察につかまります。オーバーステイになる前にあなたの国へ帰らなければなりません。もしオーバーステイになったらしばらくの間、日本へ来ることができません。オーバーステイの人が国へ帰るとき次のようにします。

<p>ふつう おな くに かえ 普通と 同じように 国へ 帰る</p>	<p>びょうき みじか あいだ 病気などのせいで、短い間、オーバーステイになったときは ちか にゆうこくかんりきよく い てつづ すぐに 近くの 入国管理局へ 行って ください。手続きをした ふつう おな くに かえ ら、普通と 同じように 国へ 帰ることが できるかもしれません。 はや にゆうこくかんりきよく い できるだけ 早く 入国管理局へ 行ってください。</p>
<p>にほん くに くに かえ 日本の 国が「あなたの 国へ 帰り なさい」と 言ったとき (出国命令)</p>	<p>にほん けいさつ 日本では オーバーステイのとき 警察に つかまります。下のよう なときは、警察に つかまらないで、あなたの 国へ 帰ることが できます。 にゆうこくかんりきよく い じぶん くに (1) あなたが 入国管理局へ 行って、「すぐに 自分の 国へ かえ い 帰ります」と言う。 わる ひと (2) オーバーステイ以外の 悪いことをしていない人 けいさつ ひと (3) 警察に つかまったことがない人 しゅつこくめいれい じぶん くに かえ ひと (4) 昔に 出国命令で 自分の 国へ 帰ったことがない人 にほん で ひと (5) すぐに 日本から 出ることが できる人</p>



けいさつ たいきょきょうせい  
警察に つかまったとき(退去強制・  
きょうせいそうかん  
強制送還)

たいきょきょうせい きょうせいそう  
警察に オーバーステイで つかまったとき、退去強制(強制送  
かん たいきょきょうせい ひと ねんかん ねんかん にほん  
還)になります。退去強制の人は 5年間か 10年間、日本に  
く にほん く  
来ることが できません。または ずっと 日本に 来ることが できな

いときもあります。

ざいりゅうとくべつきょか にゅうこくかんりきょく ひと しら  
※在留特別許可: 入国管理局は オーバーステイの人を 調べ  
くに かえ めいれい だ  
ます。そして「自分の国へ 帰りなさい」と 命令を出します。

にほんじん にほんしゃかい  
そのとき、あなたが 日本人や 日本社会と つながりがあって 日  
ほう にほん す  
本に いる方が いいと わかったら、そのまま 日本に 住むことが  
とくべつざいりゅうきょか  
できます。これが 特別在留許可です。



ざいりゅうきかんこうしん ざいりゅうしかくへんこう えいじゅうきよかしんせい しかくがいかつどうきよか さいにゅうこく  
2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国  
きよか ざいりゅうしかくしゅとく  
許可、在留資格取得

ざいりゅうしかく か ざいりゅうしかくへんこう  
2-4 在留資格を変えたいとき(在留資格変更)

にほんじん はいぐうしゃとう ていじゅうしゃ えいじゅうしゃ えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう ひと しごと  
「日本人の配偶者等」「定住者」「永住者」「永住者の配偶者等」の人：どの仕事も できます。

ほか ざいりゅうしかく ひと かいしゃ か あたら しごと ざいりゅうしかく か  
その他の 在留資格の人：会社を 変わったときや、新しい 仕事をしたいときは、在留資格を 変えな  
ればなりません。

ざいりゅうしかく か にゅうこくかんりきよく ざいりゅうしかくへんこう  
在留資格を 変えたいときは、ちかくの 入国管理局で「在留資格変更」を たのんで ください。

にゅうこくかんりきよく き  
くわしいことは ちかくの 入国管理局で 聞いて ください。

ひつよう 必要なもの	どこ	いつ	かね お金
ざいりゅうしかくへんこうきよかしんせいしよ 1 在留資格変更許可申請書 しゃしん 2 写真 にほん 3 日本でしていることが わかるもの ざいりゅうしかく 4 パスポート または 在留資格 しょうめいしよ 証明書 ざいりゅう 5 在留カード しかくがいかつどうきよかしよ しかくが 6 資格外活動許可書(資格外 かつどうきよか 活動許可がある人) みもとほししょうしよ 7 身元保証書	にゅうこく たのむところ:ちかくの 入国 かんりきよく 管理局 にゅうこくかんり き 聞くところ:ちかくの 入国管理 きよく がいこくじんざいりゅうそう 局 または 外国人在留総 ごう 合インフォメーションセンター(4 を みて ください)	ざいりゅうしかく か 在留資格を 変え ひ ざいりゅう たい日から 在留 きかん おひ 期間が 終わる日ま で	へんこう 変更が 決 まったとき えん しゅう 4,000円(収 にゅういんし 入印紙)を はらう



別記第三十号様式(第二十条関係)  
申請人等作成用 1  
For applicant, part 1

かみ か  
このような紙に書きます。

Ministry of Justice, Government of Japan

**在留資格変更許可申請書**  
APPLICATION FOR CHANGE OF STATUS OF RESIDENCE

入国管理局長 殿  
Regional Immigration Bureau

To the Director General of

出入国管理及び難民認定法第20条第2項の規定に基づき、次のとおり在留資格の変更を申請します。  
I hereby apply for a change of status of residence

写 真  
Photo  
40mm × 30mm

1 国籍・地域 Nationality/Region \_\_\_\_\_ 2 生年月日 Date of birth \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_  
Family name Given name Year Month Day

3 氏名 Name \_\_\_\_\_

4 性別 男・女 Sex Male / Female 5 出生地 Place of birth \_\_\_\_\_ 6 配偶者の有無 有・無 Married / Single

7 職業 Occupation \_\_\_\_\_ 8 本国における居住地 Home town/city \_\_\_\_\_

9 居住地 Address in Japan \_\_\_\_\_  
電話番号 Telephone No. \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 Cellular phone No. \_\_\_\_\_

10 旅券 (1)番号 Passport Number \_\_\_\_\_ (2)有効期限 Date of expiration \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_  
Year Month Day

11 現に有する在留資格 Status of residence \_\_\_\_\_ 在留期間 Period of stay \_\_\_\_\_  
在留期間の満了日 Date of expiration \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_  
Year Month Day

12 在留カード番号 Residence card number \_\_\_\_\_

13 希望する在留資格 Desired status of residence \_\_\_\_\_  
在留期間 Period of stay \_\_\_\_\_ (審査の結果によって希望の期間とならない場合があります。)  
(It may not be as desired after examination.)

14 変更の理由 Reason for change of status of residence \_\_\_\_\_

15 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無(日本国外におけるものを含む。) Criminal record (in Japan / overseas) \_\_\_\_\_  
有(具体的内容 Yes (Detail: \_\_\_\_\_) ) ・ 無 ) / No

16 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹など)及び同居者 Family in Japan (Father, Mother, Spouse, Son, Daughter, Brother, Sister or others) or co-residents

続柄 Relationship	氏名 Name	生年月日 Date of birth	国籍・地域 Nationality/Region	同居 Residing with applicant or not	勤務先・通学先 Place of employment / school	在留カード番号 特別永住者証明書番号 Residence card number Special Permanent Resident Certificate number
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		

※ 16については、記載欄が不足する場合は別紙に記入して添付すること。なお、「研修」、「技能実習」に係る申請の場合は記載不要です。  
Regarding item 16, if there is not enough space in the given columns to write in all of your family in Japan, fill in and attach a separate sheet.  
In addition, take note that you are not required to fill in item 16 for applications pertaining to "Trainee" or "Technical Intern Training".

(注)裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。 Note: Please fill in forms required for application. (See notes on reverse side.)

ほうむしょう ざいりゅうしかくへんこうきょかきんせい  
法務省 在留資格変更許可申請より





## 2 ざいりゅうきかんこうしん ざいりゅうしかくへんこう えいじゅうきよかしんせい しかくがいかつどうきよか さいにゅうこく 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国 きよか ざいりゅうしかくしゅとく 許可、在留資格取得

### にほん す えいじゅうきよか 2-5 日本に ずっと 住みたいとき(永住許可)

にほん す にゅうこくかんりきよく えいじゅうきよか えいじゅうきよか  
日本に ずっと 住みたいとき、ちかくの 入国管理局に 永住許可を たのんで ください。永住許可を  
えん しゅうにゅういんし  
もらうとき 8,000円(収入印紙)を はらいます。

えいじゅうしゃ ざいりゅうきかん ざいりゅうしかく か にほん にほん  
永住者は 在留期間や 在留資格を 変えなくても ずっと 日本にいたることが できます。でも、日本から  
で さいにゅうこくきよか いちど にほん はい きよか  
出るとき 再入国許可(「もう一度 日本に 入ってもいいです」という許可)が あります(※)。

※ざいりゅう にほん で ねんいなく え さいにゅうこくきよか  
※パスポートと 在留カードを もっている人は、日本から 出て 1年以内に 帰ってくるとき、再入国許可は  
いりません。

にゅうこくかんりきよく き  
くわしいことは、ちかくの 入国管理局で 聞いて ください。



2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国許可、在留資格取得

しかくがいかつどうきよか  
2-6 資格外活動許可

しごと ざいりゅうしかく ひと はたら しかくがいかつどうきよか ひつよう  
仕事をしてはいけない 在留資格の人が 働きたいときに「資格外活動許可」が 必要です。たとえば  
りゅうがくせい ひつよう にゅうこくかんりきよく しかくがいかつどうきよか  
留学生が アルバイトしたいときに 必要です。入国管理局で「資格外活動許可」を たのんで ください。  
ざいりゅうしかく はたら じかん しごと き じぶん ざいりゅうしかく  
在留資格で 働くことができる 時間や 仕事が決まっています。自分の 在留資格で できないことをす  
ふほうしゅうろう ふほうしゅうろう けいさつ にゅうこく  
ると「不法就労」になります。「不法就労」になると 警察に つかまります。くわしいことは ちかくの 入国  
かんりきよく き  
管理局で 聞いて ください。

ひつよう 必要なもの	どこ	いつ	かね お金
しかくがいかつどうきよかしんせいしよ 1 資格外活動許可申請書	たのむところ: にゅうこくかんりきよく ちかくの 入国管理局	いま ざいりゅうしかく 今の 在留資格で しごと 仕事をしてはいけな しごと いけれど、仕事をし かね て お金が ほしい とき	かね お金は いり ません。
2 何をするか わかるもの	聞かるところ: にゅうこくかんりきよく ちかくの 入国管理局 また がいこくじんざいりゅうそうごう は 外国人在留総合インフ		
3 パスポート または 在留資格 しょうめいしよ 証明書			
4 在留カード ざいりゅう だれ			
5 誰かが あなたの 代わりに 入 ひと 国管理局に 行くとき、その人のこ とが わかるもの	オメーションセンター(4を みて ください)		



かみ か  
このような紙に書きます。

別記第二十八号様式(第十九条関係)

Ministry of Justice, Government of Japan

**資 格 外 活 動 許 可 申 請 書**  
APPLICATION FOR PERMISSION TO ENGAGE IN ACTIVITY OTHER THAN THAT  
PERMITTED UNDER THE STATUS OF RESIDENCE PREVIOUSLY GRANTED

入国管理局長 殿  
Regional Immigration Bureau

To the Director General of \_\_\_\_\_  
Regional Immigration Bureau

出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき、次のとおり資格外活動の許可を申請します。  
Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 19-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for permission to engage in activities other than those permitted under the status of residence previously granted.

1 国籍・地域 \_\_\_\_\_ 2 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
Nationality / Region \_\_\_\_\_ Date of birth \_\_\_\_\_ Year \_\_\_\_\_ Month \_\_\_\_\_ Day

3 氏名 \_\_\_\_\_  
Name \_\_\_\_\_

4 性別 男・女 \_\_\_\_\_ 5 配偶者の有無 有・無 \_\_\_\_\_ 6 職業 \_\_\_\_\_  
Sex Male/Female \_\_\_\_\_ Marital status Married / Single \_\_\_\_\_ Occupation \_\_\_\_\_

7 住居地 \_\_\_\_\_  
Address in Japan \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 \_\_\_\_\_  
Telephone No. \_\_\_\_\_ Cellular Phone No. \_\_\_\_\_

8 旅券(1)番号 \_\_\_\_\_ (2)有効期限 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
Passport Number \_\_\_\_\_ Date of expiration \_\_\_\_\_ Year \_\_\_\_\_ Month \_\_\_\_\_ Day

9 現に有する在留資格 \_\_\_\_\_ 在留期間 \_\_\_\_\_  
Status of residence \_\_\_\_\_ Period of stay \_\_\_\_\_  
在留期間の満了日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 10 在留カード番号 \_\_\_\_\_  
Date of expiration \_\_\_\_\_ Year \_\_\_\_\_ Month \_\_\_\_\_ Day Residence card No. \_\_\_\_\_

11 現在の在留活動の内容(学生にあっては学校名及び週間授業時間)  
Present activity (for student: name of school, lesson hours per week) \_\_\_\_\_

12 他に従事しようとする活動の内容 \_\_\_\_\_ Other activity to engage in \_\_\_\_\_  
(1)職務の内容 \_\_\_\_\_  翻訳・通訳  語学教師  その他( )  
Type of activity Translation / Interpretation Language teaching Others  
(2)雇用契約期間 \_\_\_\_\_ (3)週間稼働時間 \_\_\_\_\_  
Term of employment contract \_\_\_\_\_ Working hours per week \_\_\_\_\_  
(4)報酬 \_\_\_\_\_ 円(  月額  週額  日額 )  
Salary \_\_\_\_\_ Yen (  Monthly  Weekly  Daily )

13 勤務先 Place of employment  
(1)名称 \_\_\_\_\_  
Name \_\_\_\_\_  
(2)所在地 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_  
Address \_\_\_\_\_ Telephone No. \_\_\_\_\_  
(3)業種  製造  商業  教育  その他  
Type of business Manufacturing Commerce Education Others

14 法定代理人(法定代理人による申請の場合に記入) Legal representative (in case of legal representative)  
(1)氏名 \_\_\_\_\_ (2)本人との関係 \_\_\_\_\_  
Name \_\_\_\_\_ Relationship with the applicant \_\_\_\_\_  
(3)住所 \_\_\_\_\_  
Address \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 \_\_\_\_\_  
Telephone No. \_\_\_\_\_ Cellular Phone No. \_\_\_\_\_

以上の記載内容は事実と相違ありません。I hereby declare that the statement given above is true and correct.  
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 \_\_\_\_\_ Signature of the applicant (legal representative) / Date of filling in this form \_\_\_\_\_  
年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
Year \_\_\_\_\_ Month \_\_\_\_\_ Day

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。  
Attention: In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.

※ 取次者 Agent or other authorized person  
(1)氏名 \_\_\_\_\_ (2)住所 \_\_\_\_\_  
Name \_\_\_\_\_ Address \_\_\_\_\_  
(3)所属機関等 Organization to which the agent belongs \_\_\_\_\_ 電話番号 Telephone No. \_\_\_\_\_



## 2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国許可、在留資格取得

にほん で にほん かえ さいにゅうこくきよか  
2-7 日本から 出て、また 日本に 帰ってきたいとき(再入国許可)

にほん で にほん かえ にゅうこくかんりきよく さいにゅうこくきよか ざい  
日本を 出て また 日本に 帰ってきたいときに 入国管理局から 再入国許可を もらって ください。在  
りゅうしかく も ひと にほん で かなら さいにゅうこくきよか  
留資格を 持っている人が 日本から 出る ときは 必ず 再入国許可を もらって ください。

### (1) 再入国許可

みじか あいだ にほん ひと たと かんこう かぞく あ ひと さいにゅうこくきよか  
短い 間、日本に いる人(例えば 観光や 家族に 会うために 来た人)は 再入国許可は いりませ  
ん。でも その他の 在留資格の人は、日本から 出るときに、再入国許可を もらって ください。再入国  
きよか にほん で いま ざいりゅうしかく  
許可を もらわないで、日本から 出ると、今の 在留資格は なくなります。

さいにゅうこくきよかせいど あたら ざいりゅうせいど  
(※「みなし再入国許可制度」については、[A 新しい在留制度 1-1\(2\)](#)を みて ください)

### (2) 一次許可と 数次許可

さいにゅうこくきよか ふた しゆるい  
再入国許可は 2つの 種類が あります。

いちじきよか かい にほん はい  
一次許可:1回だけ 日本に 入ることができます。

すうじきよか き あいだ なんかい にほん はい  
数次許可:決まった 間は、何回でも 日本に 入ることができます。

### (3) 有効期限

ざいりゅうきかん お ひ にほん ざいりゅうきかん お さいにゅう  
在留期間が 終わる日までに 日本へ 帰ってこなければなりません。在留期間が 終わってから 再入  
こくきよか ざいりゅうきかん お まえ  
国許可を たのむことは できません。在留期間が 終わる前に たのんで ください。



ひつよう 必要なもの	どこ	いつ	かね お金
<p>さいにゆうこくきょかしんせいしよ 1 再入国許可申請書</p> <p>2 パスポート</p> <p>ざいりゅう 3 在留カード または とくべつえいじゅうしゃしょうめいしよ 特別永住者証明書</p> <p>だれ か 4 誰かが あなたの 代わ にゆうこくかんりきょく りに 入国管理局に い ひと 行くとき、その人のことが わかるもの</p>	<p>たのむところ: にゆうこくかんりきょく ちかくの 入国管理局</p> <p>き 聞くところ: にゆうこくかんりきょく ちかくの 入国管理局 また がいかくじんざいりゅうそうごう は 外国人在留総合インフォ メーションセンター(4をみてく ださい)</p>	<p>ざいりゅうき かん 在留期間が お 終わるまで</p>	<p>さいにゆうこくきょか 再入国許可を もらうとき に お金が あります。 いちじきょか 〈一次許可〉 えん しゅうにゆういんし 3,000円(収入印紙)</p> <p>すうじきょか 〈数次許可〉 えん しゅうにゆういんし 6,000円(収入印紙)</p>



ざいりゅうしかく  
**B 在留資格**

ざいりゅうしかく  
■ B 在留資格 のトップへ

別記第四十号様式(第二十九条関係)

かみ か  
このような紙に書きます。

再入国許可申請書  
APPLICATION FOR RE-ENTRY PERMIT  
入国管理局長 殿  
Regional Immigration Bureau

To the Director General of  
出入国管理及び難民認定法第26条第1項の規定に基づき、次のとおり再入国の許可を申請します。  
Pursuant to the provisions of Article 26, Paragraph 1 of the Immigration Control and Refugee-Recognition Act, I hereby apply for re-entry permit.

1 国籍・地域 Nationality / Region \_\_\_\_\_ 2 生年月日 Date of birth \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
Year \_\_\_\_\_ Month \_\_\_\_\_ Day

3 氏名 Name \_\_\_\_\_

4 性別 Sex 男・女 Male / Female \_\_\_\_\_ 5 出生地 Place of birth \_\_\_\_\_ 6 配偶者の有無 Marital status 有・無 Married / Single

7 職業 Occupation \_\_\_\_\_ 8 本国における居住地 Home town / city \_\_\_\_\_

9 住居地 Address in Japan \_\_\_\_\_

10 電話番号 Telephone No. \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 Cellular Phone No. \_\_\_\_\_

11 旅券(1)番号 Passport Number \_\_\_\_\_ (2)有効期限 Date of expiration \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
Year \_\_\_\_\_ Month \_\_\_\_\_ Day

12 現に有する在留資格 Status of residence \_\_\_\_\_ 在留期間 Period of stay \_\_\_\_\_  
在留期間の満了日 Date of expiration \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
Year \_\_\_\_\_ Month \_\_\_\_\_ Day

13 在留カード番号 / 特別永住者証明書番号 Residence card number / Special Permanent Resident Certificate number \_\_\_\_\_

14 渡航目的 Purpose of visit  観光 Tourism  商用 Business  親族訪問 Visit relatives  留学 Study  その他( ) Others \_\_\_\_\_

15 予定渡航先国名 Expected destinations \_\_\_\_\_

16 出国予定年月日・港 Expected date and port of departure \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (空) 港 (Air) Port \_\_\_\_\_  
Year \_\_\_\_\_ Month \_\_\_\_\_ Day (Air) Port \_\_\_\_\_

17 再入国予定年月日・港 Expected date and port of re-entry \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (空) 港 (Air) Port \_\_\_\_\_  
Year \_\_\_\_\_ Month \_\_\_\_\_ Day (Air) Port \_\_\_\_\_

18 希望する再入国許可 Which type of re-entry permit do you apply?  1回限りの再入国許可 Single  数回の再入国許可 Multiple

19 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無(日本国外におけるものを含む。) Criminal record (in Japan / overseas) \_\_\_\_\_  
有(具体的内容) Yes (Detail: \_\_\_\_\_) / 無 No \_\_\_\_\_

20 確定前の刑事裁判の有無(日本国外におけるものを含む。) Criminal action before confirming (in Japan / overseas) \_\_\_\_\_  
有(具体的内容) Yes (Detail: \_\_\_\_\_) / 無 No \_\_\_\_\_

21 旅券を取得することができない場合は、その理由 In case that you cannot obtain a passport, fill in the reason. \_\_\_\_\_

22 法定代理人(法定代理人による申請の場合に記入) Legal representative (in case of legal representative)  
(1)氏名 Name \_\_\_\_\_ (2)本人との関係 Relationship with the applicant \_\_\_\_\_  
(3)住所 Address \_\_\_\_\_  
電話番号 Telephone No. \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 Cellular Phone No. \_\_\_\_\_

以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.  
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 Signature of the applicant (legal representative) / Date of filing in this form  
年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
Year \_\_\_\_\_ Month \_\_\_\_\_ Day

注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。  
Attention In cases where descriptions have changed after filing in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.

※ 取次者 Agent or other authorized person  
(1)氏名 Name \_\_\_\_\_ (2)住所 Address \_\_\_\_\_  
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) Organization to which the agent belongs (in case of a relative, relationship with the applicant) \_\_\_\_\_ 電話番号 Telephone No. \_\_\_\_\_

ほうむしやう さいにゆうこくきょかかしんせい  
法務省 再入国許可申請より



ざいりゅうきかんこうしん ざいりゅうしかくへんこう えいじゅうきょかしんせい しかくがいかつどうきょか さいにゅうこく  
2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国  
きょか ざいりゅうしかくしゅとく  
許可、在留資格取得

にほん う こ ざいりゅうしかく ざいりゅうしかくしゅとく  
2-8 日本で生まれた子どもの在留資格がほしいとき(在留資格取得)

にほん う がいこくじん こ にほん す ざいりゅうしかく ひつよう こ う  
日本で生まれた外国人の子どもが日本に住むためには、在留資格が必要です。子どもが生まれ  
てから 30日までに ちかくの にゅうこくかんりきょく に ください。もし その子どもが 生まれてから 60日  
までに にほん で 出るときは たのまなくていいです。

ひつよう 必要なもの	どこ	いつ	かね お金
ざいりゅうしかくしゅとくきょかしん 1 在留資格取得許可申 せいしよ 請書	たのむところ: にゅうこくかんりきょく ちかくの 入国管理局	う ひ 生まれた日から にち 30日まで	かね お金は い りません。
しゅつしょうしよめいしよ ほして 2 出生証明書、母子手 ちょう 帳など	にゅうこくかんりきょく がいこくじん ちかくの 入国管理局 または 外国人		
とう かあ 3 お父さんと お母さんの ざいりゅう パスポートと 在留カード	ざいりゅうそうごう 在留総合インフォメーションセンター(4を みて ください)		
みもとほししょうしよ 4 身元保証書			

とくべつえいじゅうしゃ こ う ひ にち しやくしょ くやくしょ  
特別永住者の子どもは 生まれた日から 60日までに 市役所や 区役所で たのんで ください。



かみ か  
このような紙に書きます。

別記第三十六号様式(第二十四条関係)

日本国政府法務省  
Ministry of Justice, Government of Japan

**在留資格取得許可申請書**  
APPLICATION FOR PERMISSION TO ACQUIRE STATUS OF RESIDENCE

入国管理局長 殿  
Regional Immigration Bureau

To the Director General of  
Regional Immigration Bureau

出入国管理及び難民認定法第22条の2第2項(第22条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり在留資格の取得を申請します。  
Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 22-2 (including cases where the same shall apply mutatis mutandis under Article 22-3) of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for permission to acquire status of residence.

写真  
Photo  
40mm × 30mm

1 国籍・地域 Nationality/Region \_\_\_\_\_ 2 生年月日 Date of birth \_\_\_\_\_ 年 Year \_\_\_\_\_ 月 Month \_\_\_\_\_ 日 Day \_\_\_\_\_  
Family name \_\_\_\_\_ Given name \_\_\_\_\_

3 氏名 Name \_\_\_\_\_

4 性別 Sex 男・女 Male / Female \_\_\_\_\_ 5 出生地 Place of birth \_\_\_\_\_ 6 配偶者の有無 有・無 Marital status Married / Single \_\_\_\_\_

7 職業 Occupation \_\_\_\_\_ 8 本国における居住地 Home town / city \_\_\_\_\_

9 居住地 Address in Japan \_\_\_\_\_  
電話番号 Telephone No. \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 Cellular phone No. \_\_\_\_\_

10 旅券(1)番号 Passport Number \_\_\_\_\_ (2)有効期限 Date of expiration \_\_\_\_\_ 年 Year \_\_\_\_\_ 月 Month \_\_\_\_\_ 日 Day \_\_\_\_\_

11 在留資格取得の事由 Cause of application  出生 Birth  国籍離脱・喪失 Loss of Japanese nationality  その他( ) Others \_\_\_\_\_

12 在留の理由 Purpose of stay \_\_\_\_\_

13 希望する在留資格 Desired status of residence \_\_\_\_\_ 在留期間 Period of stay \_\_\_\_\_

14 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹など)及び同居者 Family in Japan (Father, Mother, Spouse, Son, Daughter, Brother, Sister or others) or co-residents

続柄 Relationship	氏名 Name	生年月日 Date of birth	国籍・地域 Nationality / Region	同居 Residing with applicant or not	勤務先・通学先 Place of employment/school	在留カード番号 特別永住者証明書番号 Residence card number Special Permanent Resident Certificate number
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		

15 在日身元保証人又は連絡先 Guarantor in Japan  
(1)氏名 Name \_\_\_\_\_ (2)本人との関係 Relationship with the applicant \_\_\_\_\_  
(3)住所 Address \_\_\_\_\_  
電話番号 Telephone No. \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 Cellular phone No. \_\_\_\_\_

16 代理人(法定代理人による申請の場合に記入) Legal representative (in case of legal representative)  
(1)氏名 Name \_\_\_\_\_ (2)本人との関係 Relationship with the applicant \_\_\_\_\_  
(3)住所 Address \_\_\_\_\_  
電話番号 Telephone No. \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 Cellular phone No. \_\_\_\_\_

以上の記載内容は事実と相違ありません。  
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日  
I hereby declare that the statement given above is true and correct.  
Signature of the applicant (legal representative) / Date of filling in this form  
年 Year \_\_\_\_\_ 月 Month \_\_\_\_\_ 日 Day \_\_\_\_\_

**注意** 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。  
**Attention** In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.

※ 取次者 Agent or other authorized person  
(1)氏名 Name \_\_\_\_\_ (2)住所 Address \_\_\_\_\_  
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) Organization to which the agent belongs (in case of a relative, relationship with the applicant) \_\_\_\_\_ 電話番号 Telephone No. \_\_\_\_\_



### しゅうろうしかくしょうめいしょ 3 就労資格証明書

しゅうろうしかくしょうめいしょ ざいりゅうしかく なん しごと か にゅうこくかん  
就労資格証明書は あなたの 在留資格で 何の 仕事ができるか 書いたものです。ちかくの 入国管  
りきよく  
理局で たのんで ください。

ひつよう 必要なもの	どこ	いつ	かね お金
しゅうろうしかくしょうめいしょこうふ 1 就労資格証明書交付 しんせいしょ 申請書 ざいりゅう 2 在留カード 3 パスポート または ざいりゅうしかくしょうめいしょ 在留資格証明書 しかくがいかつどうきよかしょ し 4 資格外活動許可書(資 かくがいかつどうきよか 格外活動許可がある 人)	たのむところ: <small>にゅうこくかんりきよく</small> ちかくの 入国管理局 き 聞くところ: <small>にゅうこくかんりきよく</small> <small>がいこくじんざいりゅう</small> ちかくの 入国管理局 または 外国人在留 そうごう 総合インフォメーションセンター(4をみて くださ い)	ひつよう 必要なとき	しょうめいしょ 証明書を もらうとき、 えん 900円 しゅうにゅう (収入 いんし 印紙)を はらう。



かみ か  
このような紙に書きます。

別記第二十九号の五様式(第十九条の四関係)

Ministry of Justice, Government of Japan

**就労資格証明書交付申請書**  
APPLICATION FOR CERTIFICATE OF AUTHORIZED EMPLOYMENT

入国管理局長 殿  
To the Director General of Regional Immigration Bureau

出入国管理及び難民認定法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり就労資格証明書の交付を申請します。  
Pursuant to the provisions of Paragraph 1 of Article 19-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for a certificate of authorized employment.

1 国籍・地域 Nationality / Region \_\_\_\_\_ 2 生年月日 Date of birth \_\_\_\_\_ 年 Year \_\_\_\_\_ 月 Month \_\_\_\_\_ 日 Day \_\_\_\_\_

3 氏名 Name \_\_\_\_\_

4 性別 Sex 男・女 Male/Female \_\_\_\_\_ 5 住居地 Address in Japan \_\_\_\_\_

電話番号 Telephone No. \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 Cellular Phone No. \_\_\_\_\_

6 旅券(1)番号 Passport Number \_\_\_\_\_ (2)有効期限 Date of expiration \_\_\_\_\_ 年 Year \_\_\_\_\_ 月 Month \_\_\_\_\_ 日 Day \_\_\_\_\_

7 在留の資格 Status of residence \_\_\_\_\_ 在留期間 Period of stay \_\_\_\_\_

在留期間の満了日 Date of expiration \_\_\_\_\_ 年 Year \_\_\_\_\_ 月 Month \_\_\_\_\_ 日 Day \_\_\_\_\_

8 在留カード番号 / 特別永住者証明書番号 Residence card number / Special Permanent Resident Certificate number \_\_\_\_\_

9 証明を希望する活動の内容 Desired activity to be certified \_\_\_\_\_

10 就労する期間 Period of work from \_\_\_\_\_ 年 Year \_\_\_\_\_ 月 Month \_\_\_\_\_ 日 Day \_\_\_\_\_ から \_\_\_\_\_ 年 Year \_\_\_\_\_ 月 Month \_\_\_\_\_ 日 Day \_\_\_\_\_ 日まで

11 使用目的 Purpose of use \_\_\_\_\_

12 法定代理人(法定代理人による申請の場合に記入) Legal representative (in case of legal representative)

(1)氏名 Name \_\_\_\_\_ (2)本人との関係 Relationship with the applicant \_\_\_\_\_

(3)住所 Address \_\_\_\_\_

電話番号 Telephone No. \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 Cellular phone No. \_\_\_\_\_

以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.  
申請人(法定代理人)の署名 / 申請書作成年月日 Signature of the applicant (legal representative) / (Date of filling in this form \_\_\_\_\_ 年 Year \_\_\_\_\_ 月 Month \_\_\_\_\_ 日 Day \_\_\_\_\_)

注 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。  
Attention: In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.

※ 取次者 Agent or other authorized person

(1)氏名 Name \_\_\_\_\_ (2)住所 Address \_\_\_\_\_

(3)所属機関等 Organization to which the agent belongs \_\_\_\_\_ 電話番号 Telephone No. \_\_\_\_\_





## ざいりゅう 4 在留について わからないとき

ざいりゅうしかく 在留資格について わからないときは「がいこくじんざいりゅうそうごう外国人 在留 総合インフォメーションセンター」で き聞いて ください。

せんたい 仙台、とうきょう 東京、よこはま 横浜、なごや 名古屋、おおさか 大阪、こうべ 神戸、ひろしま 広島に あります。

えいご 英語、かんこくご 韓国語、ちゅうごくご 中国語、ご スペイン語などで き聞くことが できます。

さつぽろ 札幌、たかまつ 高松、なは 那覇の にゅうこくかんり 入国管理官局・支局に き相談員が います。いつでも 聞いて ください。

		ゆうびんばんごう 郵便番号	じゅうしょ 住所	でんわばんごう 電話番号
がいこくじんざいりゅう 外国人在留 そうごう 総合インフォメー ションセンター	<small>せんたい</small> 仙台	〒983-0842	みやぎけんせんたいしみやぎのくごりん 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20	0570-013904 <small>かいがい</small> (IP,PHS,海外 からは 03-5796-7112に かけてください) げつようび きん 月曜日から金 ようび ごぜん じ 曜日の 午前8時 ぶん ごご じ 30分 から午後5時 ぶん 15分
	<small>とうきょう</small> 東京	〒108-8255	とうきょうとみなとくこうなん 東京都港区港南5-5-30	
	<small>よこはま</small> 横浜	〒236-0002	かながわけんよこはましかなざわくとりはまちょう 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	
	<small>なごや</small> 名古屋	〒455-8601	あいちけんなごやしみなとくしょうほうちょう 愛知県名古屋市港区正保町5-18	
	<small>おおさか</small> 大阪	〒559-0034	おおさかふおおさかしすみのえくなんこうきた 大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53	
	<small>こうべ</small> 神戸	〒650-0024	ひょうごけんこうべしちゅうおうくかいがんどおり 兵庫県神戸市中央区海岸通29	
	<small>ひろしま</small> 広島	〒730-0012	ひろしまけんひろしましなかにかみはつちょうぼり 広島県広島市中区上八丁堀2-31	
	<small>ふくおか</small> 福岡	〒812-0003	ふくおかけんふくおかしはかたくしもうすい 福岡県福岡市博多区下臼井778-1 ふくおかくこうこくないせんたい 福岡空港国内線第3ターミナルビル内	
そうだんいん 相談員が いる ところ	<small>さつぽろ</small> 札幌	〒060-0042	ほっかいどうさつぽろしちゅうおうくおおどおりにし ちょうめ 北海道札幌市中央区大通西12丁目	
	<small>たかまつ</small> 高松	〒760-0033	かがわけんたかまつしまる うち 香川県高松市丸の内1-1	
	<small>なは</small> 那覇	〒900-0022	おきなわけんなはしひがわ 沖縄県那覇市樋川1-15-15	

にゅうこくかんりきょく  
入国管理局 ホームページより



それから東京、埼玉、浜松にも相談センターがあります。日本で生活するための手続きやわからないことを聞くことができます。日本語、英語、中国語などで聞くことができます。

	じゅうしょ 住所	でんわばんごう 電話番号	ことば
がいこくじんそうごうそудん 外国人総合相談 しえん 支援センター	〒160-0021 とうきょうとしんじゅくかぶきちやう 東京都新宿区歌舞伎町  2-44-1 とうきょうとけんこう 東京都健康センター「ハイジ かい ア」11階 たぶんかきやうせい しんじゅく多文化共生プラザ ない 内	TEL 03-3202-5535  TEL と FAX 03-5155-4039	えいご ちゅうごくご げつようび きんようび 英語・中国語(月曜日から金曜日 だい しゅうめ だい しゅうめ まで。でも、第2週目と第4週目の すいようび 水曜日は ありません。) ご もくようび きんようび ポルトガル語(木曜日と 金曜日) ご げつようび もくようび スペイン語(月曜日と 木曜日) ご かようび インドネシア語(火曜日) ご きんようび ベトナム語(金曜日) ご かようび すいようび ベンガル語(火曜日と 水曜日。でも だい しゅうめ だい しゅうめ すいようび 第2週目と第4週目の 水曜日は ありません。)
がいこくじんそうごうそудん 外国人総合相談 さいたま センター 埼玉	〒330-0074 さいたまけん しうらわく 埼玉県さいたま市浦和区 きたうらわ 北浦和5-6-5 さいたまけんうらわごうどうちやうしゃ かい 埼玉県浦和合同庁舎3階	TEL 048-833-3296  FAX 048-833-3600	ざいりゅうつ 在留について: ご げつようび すいようび きん ポルトガル語(月曜日・水曜日・金 ようび 曜日)  しごと 仕事について: えいご ご ご 英語・ポルトガル語・スペイン語・ ちゅうごくご かんこくご ご 中国語・韓国語・タガログ語・タイ ご ご かようび 語・ベトナム語(火曜日)  せいかつ 生活について: えいご ご ご 英語・ポルトガル語・スペイン語・ ちゅうごくご ご 中国語・ハンゲル・タガログ語・タイ ご ご げつようび きん 語・ベトナム語(月曜日から金 ようび 曜日)



<p>はままつがいこくじんそうごうしえん 浜松外国人総合支援 ワンストップセンター</p>	<p>〒430-0916 しずおかけんはままつしなかくはやうまちょう 静岡県浜松市中区早馬町 はままつ かい 2-1 クリエイト浜松4階</p>	<p>TEL 053-458-2170 FAX 053-458-2197</p>	<p>ざいりゅう 在留について: えいご ご ご すい 英語・ポルトガル語・スペイン語(水 ようび 曜日)</p> <p>せいかつ 生活について: えいご かようび きんようび 英語(火曜日から金曜日) ポルトガル語(火曜日から金曜日、 どようび にちようび 土曜日、日曜日) ちゅうごくご かようび 中国語(火曜日) ご すいようび スペイン語(水曜日) ご もくようび タガログ語(木曜日)</p>
---	--	--	---

にゅうこくかんりきょく  
入国管理局 ホームページより